



監査品質の マネジメントに関する 年次報告書

第 16 期

(自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

2026 年 9 月 28 日

Rutland

監査法人ラットランド

目 次

I. 監査品質向上に向けた取り組み及び事務所の概要	1
1. 当法人の最高責任者からのメッセージ	1
2. 当法人の主な概要（2026 年 3 月 31 日現在）	2
II. 監査品質の指標	3
1. 継続的専門能力開発の取得単位数	3
2. 独立性に関する確認	3
III. 経営管理の状況等	3
1. 品質管理基盤	3
2. 組織・ガバナンス基盤	4
3. 人的基盤	5
4. IT 基盤	5
5. 財務基盤	5
6. 国際対応基盤	5
【別紙】監査法人のガバナンス・コードの適用状況	6

I. 監査品質向上に向けた取り組み及び事務所の概要

1. 当法人の最高責任者からのメッセージ

当法人は上場会社監査事務所として、監査品質の維持・向上を重要な使命と認識し、上場会社及び学校法人等の監査業務を受嘱しています。監査を取り巻く環境が変化する中、社会からの信頼と期待に応えるため、継続的な監査品質の向上に努めてまいります。

当法人の運営に当たっては、クライアントの誠実性を第一の基準としています。新たな監査業務の受嘱に際しては、誠実性に加え、監査業務を適切に実施するための体制及び業務の収支を慎重に検討したうえで、受嘱の可否を判断しています。

また、監査業務を適切に遂行するためには、クライアントとの信頼関係の構築が極めて重要であると考えています。この考え方を大切にしながら、当法人の方針に賛同いただける優良なクライアントとの関係を築き、広げていくことが重要であると考えています。

当法人は小規模な監査法人ですが、一つひとつの監査業務に真摯に向き合い、機動的に対応することを大切にしています。今後も監査品質の維持・向上に取り組み、監査を通じて社会からの信頼に応え、社会に貢献できる監査法人であり続けるよう努めてまいります。



監査法人ラットランド
代表社員 長谷川正治

「経営方針」

当法人の役割は監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することであるとと考えています。

この役割を十分に果たすために「当法人の品質を維持し継続して向上させることが最も重要であり、常に向上心を持って業務遂行すること」を経営方針としています。

また、当法人はクライアントの誠実性を第一の基準とし、監査業務を実施する十分な体制と各業務の収支の検討を行ったうえで、監査業務を受嘱する方針としています。

「行動指針」

当法人の専門要員（社員、専門職員）は公認会計士の職業倫理を遵守し、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に発揮して業務を遂行するとともに、専門要員が相互に評価し、当法人の監査品質の維持・向上に努めることを行動指針としています。

2. 当法人の主な概要（2026 年 3 月 31 日現在）

(1) 目的

財務書類の監査又は証明の業務

財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

(2) 沿革

2010 年 12 月 24 日 京都市中京区にて無限責任監査法人として設立

2024 年 10 月 28 日 上場会社等監査人名簿に登録

(3) 監査証明業務の状況

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	1 社	1 社
② 金商法監査	0 社	0 社
③ 会社法監査	0 社	0 社
④ 学校法人監査	2 社	0 社
⑤ 労働組合監査	0 社	0 社
⑥ その他の法定監査	0 社	0 社
⑦ その他の任意監査	0 社	0 社
計	3 社	1 社

(4) 社員の概況

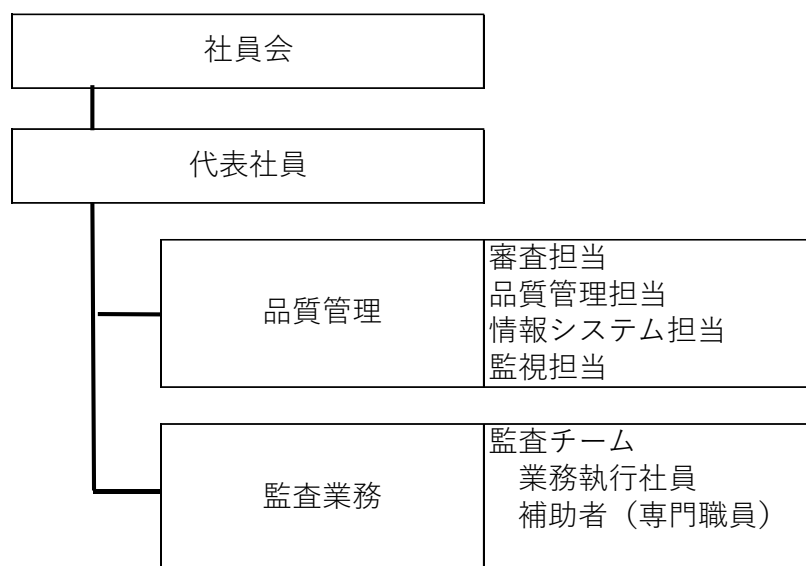
① 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
7 人	0 人	7 人

② 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	重要事項の決定	7 人	0 人	7 人

(5) 当法人の組織の概要



II. 監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）

当法人では、中長期的に目指す姿の方向性を踏まえ、監査品質の維持・向上に向けた取組状況を示す指標として、AQI を以下のとおり設定しています。

1. 継続的専門能力開発（CPD：Continuing Professional Development）の取得単位数

全ての専門要員に対して、年間 40 単位以上の CPD を取得することを求めています。また、専門要員ごとの CPD の取得状況を毎期モニタリングし、当法人として必須とする指定研修の受講状況及び年間 40 単位以上の CPD が適切に取得されていることを確認しています。

2. 独立性に関する確認

日本公認会計士協会が作成している「監査人の独立性チェックリスト」を利用し、被監査会社との独立性について、毎年 7 月に確認を実施することを原則としています。当期における独立性の確認実施率は 100%です。

III. 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤

当法人は事務所経営及び品質管理システムの最高責任者からのメッセージに記載のとおり、監査品質の維持・向上に継続して取り組むことを行動指針としています。この行動指針を当法人における品質管理の基本的な考え方として位置付け、日々の監査業務において着実に実践していくことを重視しています。

品質管理体制については、当法人の最高責任者である代表社員の下に、品質管理担当責任者 2 名（正・副）を配置し、監査品質の維持・向上に取り組んでいます。この品質管理担当

責任者は大手監査法人の品質管理業務経験者 1 名と公認会計士・監査審査会の検査官経験者 1 名です。また、品質管理に関するリスク及びその対応策について社員会で共有し、全社員への周知徹底を図っています。こうした体制のもと、品質管理に関する重要な事項を法人内で共有し、組織として継続的に取り組むこととしています。

監査業務の実施に当たっては、職業的専門家としての懐疑心を保持・発揮するとともに、適切な指揮、監督、査閲及び審査を行う体制を整えています。監査現場では、業務執行社員が監査チームに対して直接指示を行い、監査業務の進捗状況を適時に把握するとともに、重要な判断事項に適切に関与しています。また、実務経験の豊富な社員を審査担当者を選任し、監査計画の策定から監査意見の形成に至るまで、客観的な立場から審査を行う体制としています。

新規の監査契約の締結に当たっては、クライアントの誠実性を第一の判断基準としています。そのうえで、監査業務を適切に実施するための十分な体制を確保できるか、また、業務の収支が適切であるかを検討し、監査業務の受嘱の可否を判断する方針としています。これらを総合的に検討することにより、適切な監査業務の実施が可能であることを確認したうえで、新規の監査契約を締結することとしています。

なお、当法人の設立以来、特定の被監査会社に対する報酬依存度が 15%を超える監査業務はありません。報酬依存度を算定する際の分母である総収入には、社員の個人事務所における報酬を含めています。

2. 組織・ガバナンス基盤

当法人では、各種規程に基づき法人運営及び監査品質を支えるために必要な担当者を社員会で選任しています。具体的には、品質管理担当責任者、審査担当者、監査業務検証担当者、情報セキュリティ担当者、監査調書保管担当者及び研修企画担当者をそれぞれ選任しています。各担当者を定めることにより、それぞれの役割を明確にしたうえで、必要な業務を遂行する体制を整えています。

当法人は小規模な組織であることから、法人内における情報共有を迅速に行うことができる環境にあり、コンパクトな体制のもとで法人運営を行っています。ガバナンスについては、社員会を毎月開催することを原則とし、各担当者との情報交換を通じて、法人運営及び監査業務に関する情報の共有を図っています。また、その過程で認識したリスク等については、関係者間で認識を共有し、迅速に対応することができる体制としています。

なお、当法人のガバナンスについて外部の客観的な立場から助言を得るため、独立性を有する第三者を 1 名選任しています。現在選任している独立性を有する第三者は東証一部上場会社（現 東証プライム市場上場）の社外監査役への就任経験を有する公認会計士であり、その経験及び専門的な知見を踏まえ、当法人のガバナンスに関して有益な助言を受けています。こうした外部からの助言を得ることにより、法人内部の視点だけにとどまらず、客観的な視点を取り入れた法人運営に努めています。

3. 人的基盤

当法人は監査品質の継続的な維持・向上を図るうえで、人材はその基盤となる重要な要素であると考えており、有能な人材の確保及び育成を重視しています。監査業務を適切に遂行するために必要な専門性を備えた人材を確保するとともに、その能力の継続的な向上を図っています。

人材育成及び教育体制については、日本公認会計士協会が提供する研修（E-Learning）を主に活用し、必要な研修をタイムリーかつ効率的に実施する体制としています。研修項目については、当法人として履修を必須とする項目を指定するとともに、必要な研修時間を定めています。また、専門要員全員の履修項目及び履修時間についてモニタリングを実施することにより、必要な研修の履修状況を継続的に確認しています。

4. IT 基盤

当法人は情報セキュリティ規程において情報セキュリティに関する対応策を定め、専門要員全員に対して、情報の取扱いに伴うリスク及びその対応策の周知徹底を図っています。また、情報セキュリティ担当者を選任し、業務に関わる情報セキュリティ対策の実施状況をモニタリングすることにより、監査業務における情報の適切な管理に取り組んでいます。

IT インフラについては、仮想デスクトップ環境のもとで当法人専用の PC を利用して監査業務を実施する体制としています。また、監査業務において入手したデータについては、外部のクラウドサービスを利用して管理しています。こうしたIT環境を活用することにより、監査業務を遂行するために必要な情報を適切に取り扱う体制を整えています。

さらに、監査業務における IT の活用として、CAAT（コンピュータ利用監査技法）の専用ツールを会計監査に利用しています。CAAT を活用することにより、監査業務におけるデータの分析・検証を行うなど、IT を活用した監査手続を実施しています。

5. 財務基盤

当法人は安定した財務基盤を維持することが、継続的に監査業務を遂行するうえで重要であると考えています。この考え方に基づき、業務の受嘱に当たっては収支を十分に検討し、収支がマイナスとなる業務については受嘱しないことを経営方針としています。こうした方針を通じて、法人運営に必要な財務基盤の維持に努めています。

また、監査業務に伴うリスクが当法人の財務基盤に重大な影響を及ぼすことを回避するため、公認会計士賠償責任保険に加入しています。これにより、監査業務に関連して損害賠償責任が生じた場合の財務上のリスクに備え、安定的な法人運営を継続するための対応を図っています。

6. 国際対応基盤

現在、国際的な対応を必要とする監査業務がないため、国際対応の基盤は整備していません。

【別紙】監査法人のガバナンス・コードの適用状況

当法人は監査法人のガバナンス・コードの各原則を踏まえ、当法人の規模及び特性に応じた組織運営に取り組んでいます。以下、各原則及び指針に対する当法人の対応状況を記載します。

原則 1	
監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針	当法人の対応
1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当法人の役割は監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することであり、この役割を十分に果たすために「当法人の品質を維持し継続して向上させることが最も重要であり、常に向上心を持って業務遂行すること」を経営方針としています。 この経営方針は当法人の品質管理の最高責任者である代表社員が定期的に当法人の構成員全員に発信して、周知徹底しています。
1-2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	毎年 7 月上旬に代表社員が当法人の構成員全員に向けて所信表明を行い、経営方針及び行動指針を共有しています。
1-3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	当法人の構成員が職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に発揮できるよう適切な動機付けを行うため、業務に関わる研修の履修時間の確保を支援するとともに、相互のコミュニケーションも積極的に行う体制としています。
1-4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人は構成員が少人数ですが、監査経験が長く各人が知見を有しており、積極的な意見交換ができる風土です。毎月開催する社員会における意見交換に加え、往査現場での意見交換も積極的に行っており、監査チーム内のコミュニケーションもタイムリーに行っています。

1-5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	当法人は社員全体の執務状況を勘案し、監査品質の確保を優先する観点から非監査業務の受嘱を積極的に進めない方針としています。 また、有能な人材の確保及び育成を重視するとともに、兼業・副業を認めています。 一方、監査業務における独立性の確保及び利益相反の防止を徹底するため、毎年7月に構成員全員を対象として独立性のチェックリストによる確認を実施しています。また、インサイダー取引についても、研修等により関係法令及び社内ルールを周知し、その遵守を徹底しています。
1-6. 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	当法人はグローバルネットワークには加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携も行っておりません。

原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
指針	当法人の対応
2-1. 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当法人は規模・特性等を踏まえ経営機関を設けず、社員会で全ての重要事項を決定しています。なお、社員会における決議事項は当法人の諸規程に規定しています。
2-2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用	・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、審査担当者の意見を踏まえ社員会で討議しています。なお、重要な検討案件につい

した主体的な関与 ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	ては監査チーム及び審査担当者以外の担当者（当法人に所属する社員、当法人が契約している弁護士）を選任し、専門的な見解を問い合わせる体制としています。 ・ 監査上のリスクへの対応及び被監査会社との間の率直かつ深度ある意見交換については、審査担当者と事前に討議しています。 ・ 指針1－3及び指針4－2を参照 ・ CAAT（コンピュータ利用監査技法）の専用ツールを会計監査に利用しています。また、仮想デスクトップ環境下で当法人専用のPCを利用して、業務に関わる情報セキュリティ対策を情報セキュリティ担当者がモニタリングしています。
2－3. 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	当法人の社員は大手監査法人の職務経験者であり、組織運営に関しても十分な経験を有しています。また、新規社員の加入については監査実務の経験だけでなく、組織運営の能力も踏まえて決定しています。

原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
指針	当法人の対応
3－1. 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当法人は経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する機関は設けていません。経営機能の実効性を支援する機能を確保するため、当法人と利害関係のない独立性を有する第三者（東証一部上場会社（現 東証プライム市場上場）の社外監査役への就任経験を有する公認会計士）を選任しています。
3－2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等	選任した独立性を有する第三者には、その経験と知見を活かして、経営機能の実効性、法人の

に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	人材育成、内外からの通報等の責任者の対応に対する助言・提言を期待しています。
3-3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	指針3-1及び指針3-2を参照
3-4. 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	当法人は独立性を有する第三者に対し、原則として社員会への出席を依頼し、社員会議事録等も開示しています。

原則4 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
指針	当法人の対応
4-1. 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた	当法人の規模・特性等を踏まえ、現場からの情報を効率的に共有するとともに、法人の会計監査等に関する考え方を円滑に現場へ浸透させています。 品質管理の維持・向上についても品質管理担当

意見交換や議論を積極的に行うべきである。	責任者を中心に構成員との意見交換を行い、その結果を社員会で報告する体制により、効率的に推進しています。
4－2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	当法人の規模・特性等を踏まえ各構成員の職業的懐疑心や職業的専門家としての能力の評価を随時実施して人事評価に反映するとともに、監査の品質管理の維持向上の動機付けとしています。
4－3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	・当法人の規模・特性等を踏まえ法人内に専門部署は設けていませんが、品質管理、審査及び監視に知見を持った社員を業務のローテーションに留意して配置しています。 ・当法人の規模・特性等を踏まえると、構成員に他の業務等を経験する機会を与える状況には至っていません。 ・当法人の規模・特性等を踏まえ、担当業務が偏らない配員計画を立てて実施しています。 ・業務と並行して必要な研修を受講できるように研修の履修時間を確保するとともに、CPDの取得状況をモニタリングしています。
4－4. 監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	監査上のリスクの評価を実施するにあたり、経営陣幹部及び監査役等とのコミュニケーションは重要な監査手続であり、定期的を実施することとしています。
4－5. 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	通報制度に関しては当法人のホームページにおいて公表しています。また、通報者が不利益を被らないように必要な対応手続を規定しています。

原則 5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針	当法人の対応
5-1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」に記載しています。
5-2. 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・ 監査法人における品質管理システムの状況 ・ 経営機関等の構成や役割 ・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	・ 指針 1-1 及び指針 1-2 を参照 ・ 指針 1-1 及び指針 1-2 を参照 ・ 「継続的専門能力開発（CPD：Continuing Professional Development）の取得単位数」及び「独立性に関する確認」を監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）として設定し、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」に記載しています。 ・ 「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の「Ⅲ. 経営管理の状況等」の「1. 品質管理基盤」に記載しています。 ・ 「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の「Ⅲ. 経営管理の状況等」の「2. 組織・ガバナンス基盤」に記載しています。 ・ 指針 3-1 及び指針 3-2 を参照 ・ 指針 1-5 を参照

・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	・ 指針 2 - 2 を参照 ・ 「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の「Ⅲ. 経営管理の状況等」の「3. 人的基盤」に記載しています。 ・ 当法人の設立以来、特定の被監査会社に対する報酬依存度が 15%を超える監査業務はありません。報酬依存度を算定する際の分母である総収入には、社員の個人事務所における報酬を含めています。 ・ 海外子会社等を有する会社の監査契約は該当ありません。 ・ 監査品質の定期的な評価は 2026 年 3 月 31 日を基準日とし実施しており、その結果は「業務及び財産の状況に関する説明書類」に記載しています。
5 - 3. グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	当法人はグローバルネットワークには加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営も行っておりません。

5－4. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社の経営幹部及び監査役等と定期的に意見交換を実施しています。また、当法人と利害関係のない独立性を有する第三者の知見を活用しています。
5－5. 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	監査品質の定期的な評価は2026年3月31日を基準日とし実施しています。
5－6. 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	資本市場の参加者等との直接的な意見交換は行っていないが、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を公表するとともに、当法人のホームページに設けたホットライン（監査業務等の品質の向上を目的として、当法人内外からの情報を受領する通報窓口）を設置しており、これらから得た有益な情報等を法人の組織的な運営の改善に向けて活用しています。